○総務省告示第百六十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第二号及び第七号の四の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十七号（電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇ（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル５Ｇ又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うもの並びに電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇの無線局のうち、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。	一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇ（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル５Ｇ又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものとする。
［二　略］	［二　同上］
三　施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル５Ｇの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うもの並びに令和二年総務省告示第三百九十九号第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。	三　施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル５Ｇの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百六十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　四・六ＧＨｚを超え四・八ＧＨｚ以下の周波数の電波を使用するローカル５Ｇの基地局	一　［同上］
イ　屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。	イ　屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。
ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。	ロ　屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。
(1)　送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一ＭＨｚ幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項及び次項において同じ。）以下の場合　別表第一に定める地域	(1)　送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一ＭＨｚ幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下の場合　別表第一に定める地域
(2)・(3)　略	(2)・(3)　同上
ハ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。	ハ　海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。
ニ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。	［新設］